

令和6年度第2回堺市入札監視等委員会 議事概要

1 開催日時 令和7年1月15日（水）午後1時30分から午後4時00分まで

2 場所 堺市役所高層館20階 第一特別会議室（堺市堺区南瓦町3-1）

3 出席委員 中野委員長、和田委員、堀川委員

4 審議対象期間 令和6年4月1日から令和6年9月30日まで

5 会議の概要

(1) 報告案件

事務局から、審議対象期間中における契約状況、入札参加停止措置の状況について報告を行った。

(2) 審議案件

堺市が契約締結した次の種別の契約（総契約件数284件）のうち、委員が抽出した4案件について、事案ごとに担当課に入札・契約の過程及び内容の説明を求めた上で審議を行った。

種 別	内 訳
建設工事	予定価格250万円を超えるもの
工事関連業務	予定価格100万円を超えるもの

【審議案件一覧】

審議案件	契約方法	業種	案 件 名	契約金額(税込み)
第1号	一般競争入札	水道施設工事	「西野ほか配水管布設工事」	80,339,600円
第2号	一般競争入札	電気通信工事	「三宝水再生センター遠隔監視設備工事」	9,240,000円
第3号	一般競争入札 (特別簡易型総合評価 落札方式)	建築設計業務	「動物指導センター改築工事設計業務」	27,170,000円
第4号	随意契約	建築工事	「大豆塚町一丁特定空家等除却ほか工事」	4,497,900円

(抽出理由)

第1号：無効札や同額での入札が多数であるため

第2号：入札参加者4者のうち、2者が辞退、1者が未提出で、有効札1者により落札者が決定した案件で、有効札が1者のみで、落札率が99.91%と高い数値となっているため

第3号：建築設計業務の特別簡易型総合評価落札方式で試行実施した案件で、技術評価点を加味した結果、入札金額が最も安価でない者が最終の評価値で逆転し、落札者となったため

第4号：堺市初の代執行により、倒壊のおそれのあった建物を除却した随意契約を行った案件であるため

6 審議の結果 各案件に係る「講評」のとおり

7 委員からの質問とそれに対する回答等 別添のとおり

《令和 6 年度第 2 回堺市入札監視等委員会審議案件》

【西野ほか配水管布設工事】	
委 員 質 問	担 当 課 等 回 答
本工事の内容はどういったものか。 最低制限価格より 1,000 円低い金額で 40 者が入札しているが、最低制限価格を予想しやすい工事だったのか。 事前公表された予定価格を踏まえて積算すれば、最低制限価格付近に札入れが集中する可能性は高いものなのか。 くじによる落札者決定の回避策として、「ランダム係数」の議論がある。堺市でも過去に導入していたが、後に廃止した。他都市における近年の導入状況等のトレンドは、どのようなものか。 堺市においては、ランダム係数の導入についてどのように考えているか。 くじによる落札者決定が入札参加者の意欲低下を招くということはあるのか。	古くなった水道管を地震に強い水道管へ更新するものである。一般的な工事であり、従前から多数同種案件を発注している。工事は開削工法で実施し、更新に係る配水管の総延長は約 420m である。 標準的な内容の水道工事であり、単価もほぼ公表されているものを採用しているため、最低制限価格に近い金額での入札が多数となったものと考えている。同様の工事はこれまでも多数発注しているが、ほぼ全ての案件で、最低制限価格付近の価格に集中した札入れとなっている。 積算の中で、一部詳細な計算を要する部分や端数処理の扱い等により最低制限価格との僅かな差が生じていると思われる。 過去に発注された同規模の工事を参照することで、予定価格を踏まえて最低制限価格をある程度類推することも可能であったと考える。 ランダム係数については、一般に、本来の価格にマイナスの係数を乗ずるものとプラスの係数を乗ずるものがあるが、正確に積算した者が無効となり得る、落札価格が本来の最低制限価格よりも高価となり得るといったデメリットがあるなど、課題が残る制度であると認識している。他都市においても、近年、新たに導入されたという事例はあまりみられない。 本市においては、平成 21 年度から平成 23 年度にかけてランダム係数を導入していたが、当時の堺市入札監視等委員会において「くじによる落札者決定を避けるためだけにランダム係数を導入することは適切ではない」との指摘がなされたことを踏まえ、平成 24 年度に廃止したという経過がある。ランダム係数が抱える制度上の課題も踏まえ、現時点で導入する考えはない。 そういった声を聞いたことはない。標準的な内容の工事においては、くじによる決定は起こり得るものと認識されており、特段不公平感や不満を持たれることはないものと思われる。
《講 評》 本案件は最低制限価格設定案件であり、最低制限価格を僅かに下回る同額での入札が多数であった点や、最低制限価格と同額で入札を行った 5 者からくじにより落札者を決定した点についての審議を行った。 価格の設定については、一般的な水道管更新工事で積算は比較的容易であり、誤差の範囲内での無効札が多数であったことも含め、各入札参加者による積算の結果として、本案件の入札結果に不自然	

《令和 6 年度第 2 回堺市入札監視等委員会審議案件》

【西野ほか配水管布設工事】

な点はみられないと考える。

くじによる落札者決定の回避策として、いわゆる「ランダム係数」の採用が挙げられる。堺市でも過去に導入していたものの、当委員会において「単に抽選落札を回避するためだけのものであれば、本来の最低制限価格設定の趣旨に鑑みて適切でない」との議論があり、その後廃止した経緯がある。一般的に、ランダム係数には、不正行為防止というメリットがある反面、正確に積算した者が無効となり得る、落札価格が本来の最低制限価格よりも高額となり得るといったデメリットもある。くじによる落札者決定の回避のみを目的として直ちにランダム係数を導入する必要はないと考えられる。

とはいえ、今後も、ランダム係数のみならず、入札参加資格の適正な設定に係る他の方策等も含め、他都市の動向等について広く情報収集に努め、より適正で公正な入札・契約制度の実現をめざしていただきたい。

【三宝水再生センター遠隔監視設備工事】	
委 員 質 問	担 当 課 等 回 答
本工事の内容はどういったものか。	三宝水再生センターに設置されている中央監視制御システムの情報をセンター外で監視することができるよう、民間の広域監視クラウドシステムにセンターの監視データを送信し、インターネットを経由して閲覧を可能とする機能を増設するシステム工事である。具体的内容は、ルータの設置、盤内配線、電源工事等のハードウェア及び監視制御システムからデータを通信するためのソフトウェアの追加・改造であり、一般的な電気通信工事と比較して高度な専門知識を要する工事である。
本工事を実施した背景については、どのようなものか。	三宝水再生センターは津波浸水想定区域に所在しており、津波警報等発表の際、職員はセンターから避難する行動計画となっている。平時はセンター監視室の中央監視制御システムで施設状況を監視制御するが、職員不在となると施設の被災状況が確認不可能となる。こうした現状を踏まえ、有事の際の対応として、遠隔地からの監視・把握を可能とすべく、本工事を施工するものである。なお、他都市においても同種の機能導入の事例があることを確認している。
既設の中央監視制御システムとの親和性が高い工事だと思うが、業者としては、深い知識がなくとも、仕様等が分かれば施工対応可能という認識でよいか。	そのとおりである。
本案件は中央監視制御システム自体の設置業者が落札したが、他の業者が不利となることはないのか。	既設のプログラムに係る知識の有無により、要する人的資源の量が多少異なると思われる。設置業者の場合と比較し、他者の場合は、プログラムを紐解く負担があるかもしれない。そういった側面もあるが、専門的知識や実績があれば設置業者以外でも対応は可能であり、広く受注機会を確保する観点で、入札を実施した。
結果的に市内業者は辞退等で札入れには至っていない。99.91%という高い落札率も踏まえると、随意契約という手法も視野に入るが、どのように考えているか。	専門的知識や実績があれば、設置業者以外でも対応可能という考えのもと、入札により発注している。市内業者3者の入札参加申請があり、最終的に札入れには至らなかったものの、一定の興味を示された結果ととらえている。
競争性を確保・向上させるために何か工夫したことはあるのか。	施工実績要件において、可能な範囲で対象実績の範囲を拡大した。監視制御設備に係る工事の実績という点が重要であり、施設の種別や特定のシステムまで限定する必要はないため、下水道施設に限らず、水道施設、河川施設等の実績も対象とした。 また、これらの内容は全て入札公告に記載されている。

【三宝水再生センター遠隔監視設備工事】	
今後の見込みとして、同種の案件について競争性を高める方策は他にあるのか。	現状においてとれる策はとった認識である。 「電気通信」工事の業者だけでなく、例えば「電気」工事の業者にも参加資格を拡大するというような、業種の範囲拡大の検討の余地はある。今回の御指摘も踏まえ、今後検討したい。
《講 評》 本案件は、下水処理を担う重要なインフラ施設である三宝水再生センターについて、津波発生時等の有事の際に遠隔地からの監視を可能とするための機能増設を行う工事に係るものであり、ハードウェアとソフトウェアとの双方の高度な専門知識を必要とする技術難度の高い案件とのことであった。 入札参加条件の1つとして、同種工事の施工実績が求められているが、工事の専門性の高さ、日々の施設の運転を停止することなく確実に施工を完遂するために必要な知識、技術等の担保としての必要性を踏まえると、妥当な条件であったと考える。また、施工実績要件を設けつつ、実績に係る施設種別の門戸の一部拡大、業者の所在地要件の市外業者への拡大など、競争性確保のためにとり得る策は講じたことを確認した。 入札参加者数、有効札数が少なく、落札率が高い数値であったという入札結果については、専門性、技術的なレベルの高さといった、工事特性が影響しているとみられるとの分析であった。 以上を踏まえると、直ちに競争性を大きく向上させることは容易ではないと考えられるが、いかにして事業者が入札に参加しやすい発注条件を設定するか、引き続き他都市の事例等の研究を進め、競争性の向上に係る有効な方策を探っていただきたい。	

【動物指導センター改築工事設計業務】	
委 員 質 問	担 当 課 等 回 答
本業務の内容はどういったものか。 本案件に総合評価落札方式を採用した理由は何か。 落札者と入札金額が最も安価だった業者との技術評価の差の具体的な内容は何か。 技術評価点の設定の内容の妥当性について、どのように考えているか。 建築設計業務における総合評価落札方式制度の試行実施の導入時期と目的は何か。 総合評価落札方式の本格実施に向け、どのようなことが課題と考えているか。 簡易型の発注実績がないが、発注基準を見直す予定はないのか。	老朽化した動物指導センターの建て替えに係る設計業務で、既存施設の解体及び新施設の新築設計が含まれている。 延べ面積が 300 m²を超える一級建築士でなければ設計できない新築設計業務又は予定価格が1 千万円以上の改修工事設計業務において、高い技術力を要する際に、総合評価落札方式を適用している。また、建物規模が延べ面積 1,000 m²と比較的小規模のため、特別簡易型を採用している。 技術評価点の差は 7.56 点であり、技術評価項目のうち最も差が大きかったのは設計業務実績の 9.6 点差であった。 本案件は特殊な施設の設計業務であり、類似施設の実績を有する事業者が評価されていることから、評価の内容は妥当であったと考えている。 令和元年 6 月に品確法が改正され、設計業務が品確法の対象として位置づけられたことから、総合評価落札方式を試行実施として導入し、令和 2 年 10 月公告案件から適用している。 特別簡易型と簡易型の実施実績を持って本格実施への移行を考えているが、簡易型の発注基準を「本市が所有する同種施設が少なく、延べ面積が 2,000 m²を超える新築工事設計」としており、導入以降該当案件がなく、簡易型の実績がない状況が続いている。 実績がないことは運用面の課題として意識しながら、今後の事業計画の情報と合わせて検討を考えていきたい。
《講 評》 本案件は、建築設計業務の特別簡易型総合評価落札方式で試行実施した案件であり、入札金額が最も安価でない者が最終の評価値で逆転し、落札者となった案件であったため、本案件の内容及び試行実施における運用状況や今後の方針を確認したものであった。 本案件において、総合評価落札方式を採用した理由や技術評価の内容は、ガイドライン等の基準に基づいており、一応適切であったと考える。 また、価格評価点が 2 番目に高い事業者が最終の評価値で逆転し、落札者となった要因は、「設計業務の実績」の技術評価点の差であり、一定の実績がある事業者が落札したことから、業務の品質を確保できたのではないかと考える。 堺市では令和 2 年 10 月から建築設計業務における総合評価落札方式を試行実施しており、現状の制度上の課題としては、簡易型に該当する事案がなく、簡易型の発注実績がないことが挙げられ、発注基準の内容等、見直しの余地があるのではないかと考える。 今後も事後検証を重ねながら、本格実施に向けて、評価項目の見直し等、より良い制度となるよう必要な見直しを検討していただきたい。	

【大豆塚町一丁特定空家等除却ほか工事】	
委 員 質 問	担 当 課 等 回 答
本工事の内容はどういったものか。	本案件は、地域住民や道路の通行人等に危害を及ぼすおそれが高い状態であった建築物を代執行により除却を行った工事である。工事内容は、当該建築物の除却に加え、倒壊した工作物の除去、除却を実施するまでの危険回避措置、廃材及び残置物の処分、除却に際して支障となる草木の除去を含むものである。
随意契約に至った理由・経緯はどのようなものか。	本件建築物については、登記名義人に係る相続人が多数に上っており、調査に相当な時間を要してきた中、建築物の破損の進行が速く、倒壊の恐れがあるなど、保安上著しく危険な状態になってきた。そのような状況の中、令和6年4月9日に大雨があり、建築物の屋根や外壁の一部が崩壊したことから、緊急を要する状態となり、競争入札に付す時間的余裕がなかったため、随意契約に至ったものである。
1 者による随意契約を行った理由はどのようなものか。	当該受注者は、堺市北区の建築工事の事業者であり、令和2年に当該地で緊急避難対応工事を行った実績があったことから、建築及び周辺状況、前面道路状況を把握しており、早急な対応が可能であると判断したため、当該受注者を選定したものである。
令和元年に特定空家等に位置付けてから代執行に至るまでの間、もう少し早い段階で対応することはできなかったのか。	空き家対応は、一義的には所有者が対応するものと認識しており、その上で本件は多数の相続人が存在し、所有者の調査に相当な時間を要した。調査と並行して代執行の手法を検討している中、建築物の崩壊が始まり、代執行に至ったものである。
入札や見積合せなど、競争性を発揮できる発注方式にはできなかったのか。	代執行による除却を検討していた中、令和6年4月9日の大雨により、当該建築物が構造上不安定な状態となり、いつ崩壊してもおかしくない状況となった。このため、競争入札や見積合せを行う時間的余裕がなく、緊急随意契約により対応を行った。
本案件の受注者について、施工能力はどのように確認したのか。	当該受注者は、堺市の入札参加有資格者として建築工事及びその他工事で登録があり、公共工事の施工実績も多く有しているため、施工能力には問題がないと判断した。
《講 評》 本案件は、危険な状態にあった空き家を除却するため、堺市初の代執行を実施した案件であった。 地域住民や通行人の安全確保を第一として、緊急的に随意契約により対応した点については、代執行に至る経緯や状況を踏まえると、特に問題はなかったと思われる。 また、1 者と随意契約を行った点についても、過去に同一の場所で工事を実施した実績のある事業者を選定しており、本案件の緊急性を踏まえると、やむを得なかったと思われる。 工事の発注手続についても、これまでの緊急工事の事例を踏まえ、契約約款に遡及条項を加え、担当課においても施工管理を適切に行っていただいたものと思われる。 ただし、当該空き家が危険な状態にあると判明してから数年が経過している状況であったことから、代執行の実施をもう少し計画的に進めることが出来ていれば、随意契約の事業者選定においても、	

【大豆塚町一丁特定空家等除却ほか工事】

見積合せを行うなど、より競争性を発揮できる方法を採用できたかもしれない。空き家対応に関する代執行については、担当課としては初めての事案であり、対応が難しい部分もあったと思うが、同様の事案は今後も発生することがあるかと思われる。もっとも、本案件のような代執行は、あくまで例外的なことであり、本来は、所有者の相続人により対応されるべきであるため、今後、契約事務に限らず、関係課と連携を取りながら、本案件の事後検証をしっかりと行い、必要な見直しや改善を図っていただきたい。

担当課においては、本案件の事例を有効に活用しながら、今後の空き家対応全般に関して取り組んでいただきたい。